

## 令和7年度色麻町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

### 1 目的

色麻町は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定により、障害者就労施設で就労する障害者や在宅就業障害者の自立及び社会参加を促進するとともに、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、令和7年度における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

### 2 用語の定義

本方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

### 3 適用範囲

本方針の適用範囲は、色麻町全ての行政組織（以下「適用部署」という。）が発注する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

### 4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等とは、次のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

（1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等

- ① 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ② 就労移行支援事業所
- ③ 生活介護事業所
- ④ 障害者支援施設（就労継続支援、就労移行支援、生活介護を行うものに限る）
- ⑤ 地域活動支援センター
- ⑥ 小規模作業所

（2）「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令」（以下、「障害者優先調達推進法施行令」という。）に基づく事業所

- ① 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- ② 重度障害者多数雇用事業所（※）

※重度障害者多数雇用事業所は次の要件を全て満たすものとする。

ア 障害者の雇用数が5人以上

イ 障害者の割合が従業員の20%以上

ウ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

- ① 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- ② 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達の対象となる物品等

この方針の対象となる物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

- ① 事務用品・書籍
- ② 食料品・飲料
- ③ 小物雑貨
- ④ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ① 印刷
- ② クリーニング
- ③ 清掃・施設管理
- ④ 情報処理・テープ起こし
- ⑤ 飲食店等の運営
- ⑥ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 物品等の調達目標

調達実績額が前年度を上回ることを目標とする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 方針の策定又は見直しを行ったときは、町ホームページ等に公表する。
- (2) 調達実績は、毎会計年度終了後に、速やかに公表する。

8 その他

- (1) この方針の所管は保健福祉課とし、障害者就労施設等が提供可能な物品等について情報を収集し、関係する適用部署に情報提供する。
- (2) 障害者就労施設等への優先調達にあたっては、イベント、会議等での軽食の活用など発注可能な物品等を、適用部署において十分に検討する。